⑿　本工事は、完全週休２日を確保した施工を実施する試行の対象工事である。完全週休２日を確保出来た場合に工事成績評定点において評価する。

また、本工事の完成時に、完全週休２日取組認定証が発行された場合、今後、中部地方整備局で発注される総合評価の評価項目において加点対象とする工事である。

なお、完全週休２日取組認定証は、対象期間中の全週間数に対して、休日対象日を現場閉所とした週間数の割合が70％を超えた場合に発行する。

⒀　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

⒁　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⒂　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

なお、紙入札方式の参加承諾に関しては、中部地方整備局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を郵送（書留郵便に限る。）もしくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）により提出するものとする。詳細は入札説明書による。

⒃　総価契約単価合意方式の適用

①　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

②　本方式の実施方式としては、

イ　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

ロ　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

③　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

④　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⒄　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

⒅　本工事は、ＰＣ橋の長期保証を行う試行工事である。

⒆　本工事は、見積参考資料の一部として「施工条件明示チェックリスト」「概略工事工程表」を開示する試行工事である

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）におけるプレストレスト・コンクリート工事の令和元・２年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和元・２年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成17年度以降に元請けとして、下記に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。

なお、入札説明書に示すものに係る

実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成17年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

【企業】　同種工事：次の㋐から㋓に掲げる要件をすべて満たす工事を施工した実績を有すること。ただし、㋐から㋓は同一橋梁であること。

㋐　道路橋（Ａ活荷重以上またはＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く）の工事。

㋑　下記の１）～３）の形式を満足するポストテンション方式によるＰＣ橋、またはアーチ形式のＰＣ橋であること。

１）桁形式

	適否
単純桁	×
連結桁	×
連続桁	○

２）断面形式

	適否
中空桁	×
Ｉ・Ｔ桁	×
箱桁	○

３）構造形式

	適否
床版橋	×
桁橋	○
ラーメン橋	○

㋒　最大支間長が50m以上の工事。

㋓　架設工法が張出し架設工法であること。

【技術者】　同種工事：次の㋐から㋔に掲げる要件をすべて満たす工事を施工した実績を有すること。ただし、㋐から㋔は同一橋梁であること。

㋐　道路橋（Ａ活荷重以上またはＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く）の工事。

㋑　下記の１）～３）の形式を満足するポストテンション方式によるＰＣ橋、またはアーチ形式のＰＣ橋であること。

１）桁形式

	適否
単純桁	×
連結桁	×
連続桁	○

２）断面形式

	適否
中空桁	×
Ｉ・Ｔ桁	×
箱桁	○

３）構造形式

	適否
床版橋	×
桁橋	○
ラーメン橋	○

㋔　架設工法が張出し架設工法であること。

⑸　技術提案（以下「技術提案書」という）が発注者の設定している標準案と同等以上であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事において申請できる技術者は１名とする。（入札公告１工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は、欠格とする。）

①　監理技術者を配置する場合は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。